

事前の協議要領

平成7年5月1日作成
令和6年4月1日更新

中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条の規定による許可を受けようとする事業主は、事前に協議を行うこと。

1. 事前協議時提出書類は、規則第4条の書類を代用する。文面は適当に変更すること。添付書類については提出可能なものだけで良いが、最低限以下の書類は提出すること。書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
 - (1) 事前協議書（規則第1号様式を代用しタイトルに「事前協議」と記載）
 - (2) 事業計画書（規則第2号様式）
 - (3) 位置図及び事業区域図
 - (4) 公図の写し及び周辺の利用状況
 - (5) 土地所有者名簿
 - (6) 現況平面図及び縦横断面図
 - (7) 計画平面図及び縦横断面図
 - (8) 搬出入経路図
 - (9) 事業の周知が済んでいる場合は、説明会の概要を記載した書面
 - (10) その他町長が事前協議に必要と認める書類、図面

2. 町長は、事業内容について関係各課及び関係機関との調整を行い、問題が無いようであれば、許可申請に必要な書類、協議等を指示する。

指示を受けた事業主は、必要な協議を終え必要な書類を揃えた上で、事業の許可申請を行うものとする。

3. 許可申請にあたり考えられる必要な書類、協議の主なもの。
 - (1) 埋蔵文化財の有無（生涯学習課）
 - (2) 農地造成の許可（産業環境課）
 - (3) 通学路の調整（教育課）
 - (4) 道路及び水路管理者との調整（まち整備課）
 - (5) 騒音と砂塵の防止対策（上下水道課）
 - (6) 事業の周知が済んでいない場合は周知（地元自治会等）